

当別町河川支障木チップ製造調査研究事業業務委託
公募型プロポーザル企画提案説明書

1 業務の目的

本町では、令和2年3月に策定した「当別町第6次総合計画」において、「活力のあるまちづくり」を進めるための施策の一つとして「再生可能エネルギー利用の推進」を掲げ、再生可能エネルギーの活用によるエネルギー地域循環の推進及び二酸化炭素排出抑制の取組を進めている。とりわけ、再生可能エネルギーの中でも町の行政面積の約60%を占める森林などに由来する木質バイオマス資源による地域循環体制の構築に向けた事業展開を行っている。

本事業は、その一環として、通常産業廃棄物などで処分する「河川支障木」などのバイオマス資源を活用した木質燃料（チップ）製造及び成分分析や燃焼試験など、専門的な調査研究を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 発注者

当別町長 宮司 正毅

(2) 業務名称

当別町河川支障木チップ製造調査研究事業業務委託

(3) 業務内容

本業務では、本町の公共施設等において河川支障木由来のチップを木質燃料として使用することを目指し、それに向けた必要な調査研究を行うものである。想定する具体的な業務内容は、次のとおり。

ただし、業務の効率を高める提案をするため、業務の目的等を逸脱しない範囲で業務内容を変更した上で企画提案をすることは妨げないものとする。その場合は、企画提案書に変更した内容及びその理由を明示すること。

ア 河川支障木の状態把握調査

成林した河川支障木及び河川支障木乾燥試験区の状態把握に必要な調査を実施する。

① 成林した河川支障木

令和2年度に町内において河川敷地の維持管理業務が実施される区域等を対象に河川支障木の生育状況等を調査する。

調査区域は、札幌建設管理部当別出張所が管理する当別川河川敷を想定する。

② 河川支障木乾燥試験区

令和元年度に旧中小屋中学校敷地内に設置した4つの試験区を対象にその経過を調査する。試験区の様子は、別添写真のとおり。

イ 河川支障木の運搬調査

河川支障木の運搬に関し、必要な調査を実施する。

調査手法は、令和元年度に実施した運搬コスト調査データを基に、より精度の高い運搬コストを算出する。

ウ 河川支障木のチップ化調査

本町が令和2年度に学校施設（西当別小学校及び西当別中学校）へ導入予定の木質チップポ

イラでの使用を念頭に置いたチップ製造に必要な調査を実施する。

調査手法は、河川支障木及び間伐材を原料に、チップパーのスクリーンのサイズによるチップの品質（サイズ、形状など）の変化を調査する。

なお、チップを製造するスクリーンのサイズは、（60mm×60mm 及び 35mm×35mm）を基本とし、2種類以上のサイズのチップを比較するものとする。

エ チップの分析調査

製造したチップ及び河川支障木サンプルの成分分析並びにチップの価格設定等を検討する場合に必要な調査を実施する。

① チップの成分分析

ウで製造したチップを用いて簡易分析（含水率、灰分、発熱量、かさ密度）を行う。

② 河川支障木サンプルの成分分析

本業務内で採取した河川支障木サンプルを用いて、簡易分析、性状分析及び重金属分析を行う。

③ チップの価格設定の検討

河川支障木由来のチップを販売する際の価格設定について、先進地の事例等を基に考え方の整理、検討を行う。

また、他地域の河川支障木処理や利用の実態について調査し、整理する。

オ 実機による燃焼試験等

導入ボイラでの燃焼試験及びその焼却灰の分析等を実施する。

① 実機による燃焼試験

ウで製造したチップを用いて学校施設（西当別小学校及び西当別中学校）に導入するボイラ実機による燃焼状態の確認を行う。

② 焼却灰の重金属分析

①の燃焼試験により発生した灰の重金属分析を行うとともに、灰の利用方法について、先進地の事例等を基に用途・方法の整理、検討を行う。

カ 調査研究会の運営

本事業の実施に当たり、本町で設置した「当別町木質バイオマス地域アライアンス調査研究会」について、その運営を行う。

キ 調査報告書作成

調査における過程及び結果をまとめた調査報告書を作成する。なお、調査報告書の内容は町ホームページ等において一般公開する。

(4) 成果物

ア 河川支障木チップ製造調査研究事業調査報告書 50部

（業務の内容を冊子にまとめたもの）

イ 業務報告書 2部（正・副）

ウ ア、イの電子データ（DVD-Rなど） 1式

(5) 業務委託期間

契約締結の日から令和3年2月10日（水）まで

(6) 設計額（上限額）

3,498,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 現地確認

(3)ア②における試験区を設置した旧中小屋中学校敷地については、公告日から企画提案書提出期限の前日までの期間において、現地を確認することができる。

現地を確認する場合は、原則として確認日の3日前までに事務局まで連絡し、承諾を得るものとする。

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者または複数の事業者等で構成する連合体とする。

(1) 共通要件

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。

イ 受託者となった場合、履行期限内に当該事業の履行完了が可能な体制にあり、提案時の総括責任者が当該事業を一貫して担当すること

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

エ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

キ 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。

ク 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。

ケ プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

コ 連合体の構成員が単独事業者または他の連合体の構成員として本事業のプロポーザルに参加するものでないこと。

サ 事業の確実な実施のため、総括責任者のほか業務に従事できるものが2名以上確保できる体制であること。

(2) 単独の事業者における資格要件

適正に業務を遂行するため、過去に本業務と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

(3) 連合体における資格要件

ア 適正に業務を遂行するため、連合体の構成員が過去に本事業と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

イ 本事業の受託者となった連合体は、事業完了後3カ月を経過するまでの間は連合体を解消しないこととし、3カ月を経過後に成果品に瑕疵等が見つかった場合は、連合体の代表事業者が対応するものとする。

4 事務局

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町経済部エネルギー推進室エネルギー推進係 担当 岸本 理映子
電話：0133-27-5089
FAX：0133-23-3206
メール：energy@town.tobetsu.hokkaido.jp

5 スケジュール（予定）

プロポーザルの公告	令和2年6月12日（金）
参加表明書に係る質問書の提出期限	令和2年6月16日（火）
質問書に対する回答期限	令和2年6月18日（木）
参加表明書の提出期限	令和2年6月19日（金）
企画提案書提出要請	令和2年6月22日（月）
企画提案書に係る質問書の提出期限	令和2年6月29日（月）
質問書に対する回答期限	令和2年7月1日（水）
企画提案書の提出期限	令和2年7月6日（月）
企画提案書のヒアリング及び審査	令和2年7月10日（金）

6 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（別記様式第1号）
- イ 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）
- ウ 申出書（別記様式第3号）
- エ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類

(2) 参加表明書の提出部数

- ア 別記様式第1号から第3号 各1部
- イ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類 各1部

(3) 参加表明書の提出方法

ア 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町経済部エネルギー推進室エネルギー推進係

ウ 提出期限

令和2年6月19日（金）

(4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」(別記様式第4号)により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

なお、企画提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和2年6月16日(火) 午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和2年6月18日(木)までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

原則、再質問は受け付けない。

(5) 参加要件の確認

参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者(以下「応募事業者」という。)に対して、令和2年6月22日(月)までに企画提案書の提出を書面により要請する。

参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和2年6月22日(月)までに、その旨を通知する。

7 参加表明書等の記入上の留意事項

(1) 参加表明書(別記様式第1号)

ア 代表者印(連合体の場合は代表事業者印)を押印のうえ、提出すること。

イ 担当者の電子メールアドレスを記入すること。

ウ 代理人や支店長など代表権のない者の代表者印で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 単独事業者又は連合体構成員すべての登記事項証明書を添付すること(発行後3ヵ月以内のもの。写し可。)

オ 単独事業者又は連合体構成員すべての納税証明書を添付すること(発行後3ヵ月以内のもの。写し可。)。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税(税務署納税証明書その3の3)、道税(道税事務所納税証明書「資格審査請求」、道が賦課徴収するものに限る。)、町税(課税対象法人に限る、当別町税務課発行の納税証明書)とする。

カ 連合体は、前2号で定める書類のほか協定書及び委任状の写しを提出すること。

キ その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。

(2) 事業者(構成員)の概要調書(別記様式第2号)

ア 総括責任者は受託者となった場合、当該事業を一貫して担当すること。

イ 事業の確実な実施のため、総括責任者のほか業務に従事できる者が、2人以上確保できる体制であること。連合体にあっては、構成員の中で2名以上確保できる体制であること。

ウ 過去の実績の対象は、平成29年4月1日以降に、本件と関連又は類似するような業務とする。

エ 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから5件まで記入することができる。なお、記入した業務については、契約書(鑑)の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、事業の概要が確認できる書類を提出すること。

オ 業務実績の添付に当たっては、A4版縦1枚とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。

カ 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

(3) 申出書（別記様式第3号）

連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

8 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

企画提案書 別記様式第5号

(2) 企画提案書の提出部数

企画提案書 正本1部、副本9部

様式5の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。

(3) 企画提案書の提出方法

ア 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時（最終日は午後1時）までとする。

郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町経済部エネルギー推進室エネルギー推進係

ウ 提出期限

令和2年7月6日（月） 午後1時必着

(4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「企画提案書に関する質問書」（別記様式第6号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間

令和2年6月29日（月） 午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和2年7月1日（水）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

原則、再質問は受け付けない。

9 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

ア 文章の文字サイズは8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。

イ 企画提案書のサイズはA4版縦を基本とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。

ウ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 企画提案を求める事項

ア 業務処理体制及び計画について

会社の主な業務経歴、業務従事者、業務処理体制、業務処理スケジュールについて記載すること。

イ 河川支障木の状態把握調査

- ① 河川支障木の状態を把握する際の考え方が、十分検討されているか。
- ② 状態把握の具体的手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

ウ 河川支障木の運搬調査

- ① 河川支障木の運搬調査における考え方が、十分検討されているか。
- ② 河川支障木の運搬調査の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

エ 河川支障木のチップ化調査

- ① 河川支障木のチップ化調査における考え方が、十分に検討されているか。
- ② 河川支障木のチップ化調査の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

オ チップの分析調査

- ① チップの分析調査における考え方が、十分に検討されているか。
- ② チップの分析調査の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。
- ③ チップの価格設定等の検討に係る調査における考え方が、十分に検討されているか。
- ④ チップの価格設定等の検討に係る調査の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

カ 実機による燃焼試験等

- ① 燃焼試験における考え方が、十分に検討されているか。
- ② 燃焼試験の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。
- ③ 焼却灰の分析等における考え方が、十分に検討されているか。
- ④ 焼却灰の分析等の手法が、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

キ 調査研究会の運営について

調査研究会の運営における考え方及び具体的手法が、十分に検討されているか。

ク 報告書作成について

報告書作成における考え方及び具体的手法が、十分に検討されているか。

(3) 業務処理に係る積算等

事業費の積算にあたっては、「2 業務の概要」を参考とすること。

(4) その他

本業務は、本町が令和元年度に実施した「当別町河川支障木チップ製造調査研究事業」の内容を踏まえたものであるため、当該事業で作成した「河川支障木チップ製造調査研究事業調査報告書」の内容を十分承知した上で、企画提案すること。

10 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時（予定）

令和2年7月10日（金） 時間未定

イ 実施場所（予定）

当別町役場3階中会議室（石狩郡当別町白樺町58番地9）

ウ プレゼンテーションに出席する者は、別記様式第5号に記載された総括責任者及び業務従事者

のうち3名以内とし、総括責任者は原則として出席することとする。なお、代理者の出席及び指定された者以外の出席は原則として認めない。

エ プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加やパソコン、プロジェクターなどの機器の使用は認めない。

(2) 企画提案の審査

企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本事業における理解度、企画提案の実現性、独創性等を総合的に評価し、最優秀者1者及び次席者1者を選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

11 業務の委託契約

プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。

(6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(8) 最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。

(9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

(10) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。